

愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

(愛媛県国民健康保険団体連合会規約の一部改正)

第一条 愛媛県国民健康保険団体連合会規約(昭和三十四年三月二十六日制定)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事業) 第六条 (略) 2、4 (略) 5 (略) 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第九十六条の二の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害介護給付費」という。)の支払に關する事務 二 (略) 第四章の三 障害者総合支援法関係業務等に関する議決権の特例	(事業) 第六条 (略) 2、4 (略) 5 (略) 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第九十六条の二の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付(以下「障害介護給付費」という。)の支払に關する事務 二 (略) 第四章の三 障害者自立支援給付事業関係業務に関する議決権の特例
(議決権の特例) 第十八条の三 規定第六条第五項に定める業務(以下「障害者総合支援法関係業務等」という。)に關しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。 2 会員たる市町が第六条第五項に規定する事務に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する組合(以下「障害者総合支援等事業組合」という。)を設けた場合における障害者総合支援法関係業務等に関しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該障害者総合支援等事業組合は、一個の議決権を有するものとする。 3 障害者総合支援法関係業務等に関する議決権の行使について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合にあつては、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員(市町(障害者総合支援等事業組合を組織する市町を除く。))及び障害者総合支援等事業組合に限る。」は」と、「その会員たる国民健康保険の保険者」とあるのは「その会員(市町(障害者総合支援等	(議決権の特例) 第十八条の三 規定第六条第五項に定める業務(以下「障害者自立支援給付事業関係業務」という。)に關しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。 2 会員たる市町が第六条第五項に規定する事務に關し地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項に規定する組合(以下「障害者自立支援給付事業組合」という。)を設けた場合における障害者自立支援給付事業関係業務に關しては、法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかわらず、当該障害者自立支援給付事業組合は、一個の議決権を有するものとする。 3 障害者自立支援給付事業関係業務に関する議決権の行使について第十一条及び第十七条の規定を適用する場合にあつては、第十一条第一項中「会員は」とあるのは「会員(市町(障害者自立支援給付事業組合を組織する市町を除く。))及び障害者自立支援給付事業組合に限る。」は」と、「その会員たる国民健康保険の保険者」とあるのは「その会員(市町(障害者自立支

改正後	改正前
事業組合を組織する市町を除く。）及び障害者総合支援等事業組合に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（市町に限る。）で」と、同条第二項中「会員」とあるのは「会員（市町（障害者総合支援等事業組合を組織する市町を除く。）及び障害者総合支援等事業組合に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町（障害者総合支援等事業組合を組織する市町を除く。）及び障害者総合支援等事業組合に限る。）」とする。	援給付事業組合を組織する市町を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（市町に限る。）で」と、同条第二項中「会員」とあるのは「会員（市町（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」と、第十七条中「会員」とあるのは「会員（市町（障害者自立支援給付事業組合を組織する市町を除く。）及び障害者自立支援給付事業組合に限る。）」とする。

附 則

この規約は、平成二十五年四月十六日から施行し、同月一日から適用する。